

大野	廿日市市(宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目まで、林が原一丁目、林が原二丁目、丸石一丁目から丸石五丁目まで、宮浜温泉一丁目から宮浜温泉三丁目まで、八坂一丁目、八坂二丁目、大野一丁目、大野二丁目、大野原一丁目から大野原四丁目まで及び大野に限る。)	一三四・一〇
安芸府中	安芸郡府中町	一八・五一
海田	安芸郡海田町	九・三八
熊野	安芸郡熊野町	五三・一〇
坂	安芸郡坂町	二四・三〇
加計	山県郡安芸太田町(大字穴、大字坪野、大字津浪、大字加計、大字下筒賀、大字下殿河内及び大字観音に限る。)	六八・〇四
筒賀	山県郡安芸太田町(大字上筒賀及び大字中筒賀に限る。)	一四・四二
戸河内	山県郡安芸太田町(大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷に限る。)	三八・四四
芸北	山県郡北広島町(東八幡原、西八幡原、移原、米沢、高野、大暮、小原、溝口、雲耕、宮地、政所、中祖、荒神原、橋山、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、苅屋形、草安、奥原、土橋及び大元に限る。)	三・五二
大朝	山県郡北広島町(宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、筏津及び大塚に限る。)	二二・三四

福山	福山市(内海町、沼隈町、神辺町及び新市町を除く。)	一三二・五六
内海	福山市(内海町に限る。)	一五・七四
沼隈	福山市(沼隈町に限る。)	四一・〇六
神辺	福山市(神辺町に限る。)	六七・四八
新市	福山市(新市町に限る。)	二六・〇二
府中	府中市(上下町を除く。)	五六・五四
上下	府中市(上下町に限る。)	四二・五一
東広島	東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び芸津町を除く。)	三〇九・五九
黒瀬	東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目及び黒瀬松ヶ丘に限る。)	六四・九二
福富	東広島市(福富町に限る。)	二二・二二
豊栄	東広島市(豊栄町に限る。)	五六・四六
河内	東広島市(河内町に限る。)	一〇七・一二
安芸津	東広島市(安芸津町に限る。)	六九・四九
江田島	江田島市(江田島町に限る。)	四一・四〇
能美	江田島市(能美町に限る。)	三・九三
沖美	江田島市(沖美町に限る。)	二九・七四
大柿	江田島市(大柿町に限る。)	九・六〇
大崎	豊田郡大崎上島町(中野、原田及び大串に限る。)	五・九〇
東野	豊田郡大崎上島町(東野に限る。)	〇・〇四
木江	豊田郡大崎上島町(木江、沖浦及び明石に限る。)	八・一四
甲山	世羅郡世羅町(大字青近、大字赤屋、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世良、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字別迫に限る。)	一七八・四九

	世羅	世羅郡世羅町（大字青水、大字青山、大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字黒瀨、大字三郎丸、大字重永、大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。）	七二・四〇
	世羅西	世羅郡世羅町（大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。）	二四・四八

三 干害防備保安林

瀬戸内	府中市（上下町に限る。）	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
	東広島市（黒瀨町、黒瀨学園台、黒瀨春日野一丁目、黒瀨春日野二丁目、黒瀨切田が丘一丁目から黒瀨切田が丘三丁目まで、黒瀨桜が丘一丁目、黒瀨松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。）		九・五〇

四 保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度（ヘクタール）
高梁川上流森林計画区	二・九四
江の川上流森林計画区	三一・〇六
太田川森林計画区	三六〇・四〇
瀬戸内森林計画区	一八〇・二三